

I 農業改革等をめぐる情勢

1. 国会の動き

- 10月22日に執り行われた第48回衆議院議員総選挙では、自民党が284議席を確保し、単独で絶対安定多数(261議席)を上回った。公明党は29議席を確保し、自公で衆議院議員総数の3分の2(310議席)を超える313議席を確保した。
- また、民進党から分裂した立憲民主党が55議席を確保し、野党第一党に躍り出た。
- 11月1日には12月9日までの39日間を会期とする特別国会が召集され、自民党の安倍総裁が第98代総理大臣に選出された。その後、第4次安倍内閣が発足し、8月の内閣改造で任命された全閣僚が再任された。
- 今国会の農業関係法案は「競馬法改正法案」、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」、「農林年金統合法改正法案」の3つが準備されているが、現時点で審議の見通しが立ちつつあるのは「競馬法改正法案」のみとなっている。

【政府の農業関係の体制】(11月17日時点)

【農林水産省】		
農林水産大臣	齋藤 健	[衆・千葉7区]
農林水産副大臣	磯崎 陽輔	[参・大分]
〃	谷合 正明	[参・比例(公明)]
農林水産大臣政務官	野中 厚	[衆・埼玉12区]
〃	上月 良祐	[参・茨城]
【内閣府】		
内閣府特命担当大臣(地方創生・規制改革)	梶山 弘志	[衆・茨城4区]
内閣総理大臣補佐官 (ふるさとづくりの推進及び農林水産物の輸出振興担当)	宮腰 光寛	[衆・富山2区]

2. 政府等の動き

- 安倍総理は 11 月 1 日の閣議で平成 29 年度補正予算を年内に編成するよう指示をした。農業分野においては、日 E U ・ E P A や T P P 1 1 の大筋合意後の「総合的な T P P 関連政策大綱」を改訂により、平成 28 年度第 2 次補正予算水準(農林水産業関係:5,739 億円、うち T P P 関連対策 3,453 億円) が確保されるかが注目されている。
- 一方、財務省は 10 月 17 日に財政制度等審議会の財政制度分科会(分科会長:榊原定征 経団連会長)を開催し、米国の T P P 復帰が見通せない中での従来の T P P 対策について、見直し・縮小を示唆したほか、増額には否定的な見解を出している。また、予算の使い道とその事業効果についても厳しく査定していくことを示唆している。
- 規制改革推進会議の農林 W G(座長:飯田泰之 明治大学準教授)は、衆院選後の 10 月 27 日、11 月 1 日に、未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合との合同会議を開催し、卸売市場について、農水省や市場関係者からヒアリングを実施した。
- 会議内容はまだ公表されていないが、生産者から維持すべきとの意見が多い「差別的取り扱いの禁止」、「受託拒否の禁止」、「代金決済の確保」以外はゼロベースの見直しを求める意見が出されている模様である。

【政府会議体の体制】

規制改革推進会議

議長：大田弘子 政策研究大学院大学教授
議長代理 兼 農林水産統括：金丸恭文 フューチャー代表取締役会長
委員：安念潤司 中央大学法科大学院教授 ほか11名

農林WG

座長：飯田泰之 明治大学政治経済学部准教授
座長代理：長谷川幸洋 東京新聞論説委員
委員：
林いづみ 弁護士
吉田晴乃 BTジャパン代表取締役社長
(以上4名は本会議の委員)
専門委員：
齋藤一志 庄内こめ工房代表取締役
藤田毅 フジタファーム代表取締役
本間正義 西南学院大学経済学部教授
三森かおり ぶどうばたけ取締役
渡邊美衡 カゴメ取締役専務執行役員 ほか林業関係者3名

未来投資会議

議長：安倍総理、議長代理：麻生副総理
副議長：茂木経済再生担当大臣、菅官房長官、世耕経産大臣
議員：野田総務大臣、林文科大臣、加藤厚労大臣、
梶山規制改革担当大臣、松山1億総活躍担当大臣、
金丸恭文 フューチャー代表取締役会長、
竹中平蔵 東洋大教授、南場智子 ディー・エヌ・エー会長、
五神真 東京大総長、榑原定征 経団連会長、
中西宏明 日立製作所会長

構造改革徹底推進会合

座長：茂木経済再生担当大臣
座長代理：菅官房長官、世耕経産大臣

「地域経済・インフラ」会合

会長：三村明夫 日本商工会議所会頭
副会長：金丸恭文 フューチャー代表取締役会長<農林水産業>
御立尚資 経済同友会副代表<観光・スポーツ>

3. 政党の動き

- 自民党は、衆院選で落選した西川公也氏（栃木 2 区）の後任として、農林・食料戦略調査会長に塩谷立氏（静岡 8 区）を充てた。また、TPP・日EU等経済協定対策本部長には森山裕氏（鹿児島 4 区）を充て、本県選出としては岡田広氏が本部長代理に就任した。なお、西川公也氏は農林・食料戦略調査会及びTPP・日EU等経済協定対策本部の顧問に就き、政府では内閣官房参与に就いた。
- 農林関係の平成 30 年度税制改正においては、平成 29 年度末に適用期限の切れる「農業経営基盤強化準備金の特例」や「軽油引取税の課税免除の特例」、新たな都市農業法制を踏まえた税制措置などが重要課題である。
- さらに、未来投資戦略 2017 で取り上げられた「農業ハウス等の農地法における取扱い」について、農水省は全面コンクリート張りとした農業ハウス等を農地とみなす（転用許可を不要とする）農地法の改正法案を年明けの通常国会に提出する見込みであることから、今秋の自民党における税制の議論で検討されると見られる。
- 卸売市場法の見直しについては、自民党の農林合同会議で 11 月 6 日から市場関係者ヒアリングを重ね、11 月 15 日から本格的な論点整理に入った。なお、市場関係者や議員からは「差別的取り扱いの禁止」や「受託拒否の禁止」などの公的機能を担保する規制の廃止を求める意見は全く出ていない。今後、自民党は規制改革推進会議で議論していることを念頭に、同会議の意見が出る前に論点整理をする模様である。

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. TPP11

- TPP11は閣僚会合の終盤で若干の混乱を招いたものの、11月11日に大筋合意に至った。その内容として、新たに追加される条文や凍結項目のリスト等からなるパッケージが確認された。この新たな協定は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）」とすることとなった。
- 凍結項目としては、政府調達や医薬品データ保護期間など全20項目が指定された。また、協定の効力発生の要件が変更となり、参加11カ国のうち6カ国での批准が完了したときとなった。
- 農業分野での最大の懸案事項であった、米国を含むTPP参加国の総量で計算されていた脱脂粉乳・バターの関税割当枠や、牛肉・豚肉のセーフガードの発動基準に関する算定基礎の見直しが焦点となっていたが見送られた。
- しかしながら、将来的な米国の復帰が望めなくなった場合には、改めて協定の見直しを行うことができる旨の内容が条文に追加された。

2. 日EU・EPA

- 農林水産省は11月2日、日EU・EPAにおける農林水産物への影響を公表した。影響分析によれば、牛肉、豚肉、牛乳乳製品等について、「当面、輸入の急増は見込め難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念」があるとし、コスト削減や品質向上などの体質強化対策を実施することに加え、経営安定対策についてもTPP等の状況を踏まえて必要な検討を行う、としている。
- また、小麦製品や加糖調製品について輸入増大が懸念されるとし、小麦の国境措置やてん菜・さとうきびの経営安定対策を検討するとともに、更なる競争力の強化が必要としている。
- 輸出については、牛肉、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶などを重点品目とし、外食向け需要を中心に輸出拡大が期待されるとし、輸出環境の改善に向けた取り組みを加速化としている。
- 11月15日、EUのマラムストローム欧州委員（通商担当）と河野太郎外務大臣、世耕弘成経済産業大臣は相次いで電話会談を行い、早期の最終合意へ交渉を加速化することで一致した。仮に年内に最終合意すれば、チーズや豚肉の市場開放など、関税分野の合意内容については、2019年にも発効する見通しとなっている。政府はCPTPPの発効も見据え、今月中にも「総合的なTPP関連政策大綱」の改訂を行う見通しとなっている。

3. 日米経済対話

- 10月16日、米国ワシントンで第2回日米経済対話が開催され、わが国から麻生副総理兼財務大臣、米国からはペンス副大統領、ライトハイザー通商代表部（USTR）代表らが出席し、会合後には共同プレス・リリースが公表された。
- 共同プレス・リリースにおいては、協議対象である「貿易及び投資のルール・課題に関する共通戦略」「経済及び構造政策分野における協力」「分野別協力」の三領域について成果を上げたとした。
- 農業分野については、日本産柿生果実およびアイダホ州産ばれいしょに対する制限解除と、地理的表示保護（GI）制度の透明性・公平性確保に関して合意した、とされた。
- 一方、本年8月に日本政府が発動して以来、米国が強い懸念を示していた牛肉セーフガードについては、同プレス・リリースで触れられていない。
- 11月5～7日にはトランプ大統領が来日し、安倍総理と首脳会談を実施したが、日米経済対話の延長で懸念されている日米FTAには言及しなかった。しかしながら、対日貿易赤字の是正を迫ったとされ、未だ日米FTAへの懸念が残っている。